

生計困難者等に対する相談支援事業 社会資源開発事業費用支援細則

1 目的

この細則は、生計困難者等に対する相談支援事業社会資源開発事業実施要領（以下「要領」という）第9条に規定する社会資源開発事業の費用支援に必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成額

生計困難者等に対する相談支援事業（以下「えんくるり事業」という）における社会資源開発事業の費用支援（以下「助成」という）額は、当該年度予算の範囲内において定める。

3 助成基準

当該助成基準は予算の範囲内でえんくるり事業運営委員会が定める。

4 申請・審査・決定等

えんくるり事業基金による助成を受けようとする者は、当該事業運営ガイドラインに定める実施企画書を提出する。

実施企画書の提出があった場合、えんくるり事業運営委員会正副委員長は助成基準に基づき申請を審査し、審査結果を鳥取県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という）へ報告する。

県社協会長は、助成を決定したときは、決定通知書を申請者に交付する。

助成を受けた者は、当該事業年度の3月25日までに報告書を県社協会長に提出しなければならない。

県社協は報告書をまとめ、えんくるり事業運営委員会へ報告する。

5 費用支援の指定期間等

事業の成果、効果を検証する期間として、企画事業への助成は3年間継続できるものとする。

また、上記の期間を経過した事業については、それまでの実績や今後の計画を1年ごとに申請し、運営委員会で審査・承認を受けることで、継続して助成を受けることができるものとする。ただし、事業を実施する参加法人は、他の補助金の申請や協力法人等による出資等により、できる限り財源を確保するよう努めなければならない。

助成を受けた者は、助成最終年度までに政策提言の参考となるよう事業成果等を取りまとめ、鳥取県福祉研究学会等で事業実績を周知する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月24日より施行する。
- 2 この細則は、令和2年4月1日より施行する。